

2019年12月

お客様各位

京都信用金庫

「預金規定」の改定について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当金庫は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策強化のため、「預金規定」を下記のとおり2020年2月より改定いたします。

なお、改定後の「預金規定」は、既にお取引をいただいているお客様にも適用いたします。

記

1. 改定する「預金規定」

規定名
預金共通規定
当座勘定規定・当座勘定規定（個人当座用）・当座勘定規定（専用約束手形口用）
財産形成定期預金規定・財形年金預金規定・財形住宅預金規定
外貨普通預金規定・外貨定期預金規定
ニュー外貨定期預金規定・自動継続ニュー外貨定期預金規定

2. 改定日

2020年2月3日（月）

3. 改定内容

以下の条項を変更いたします（対象箇所を下線）。なお、預金共通規定以外の規定においても改定を行います。

《預金共通規定 抜粋》

第10条（取引の制限等）

1. 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻

し等の本規定にもとづく取引の一部または全部を制限する場合があります。

2. 1年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部または全部を制限する場合があります。

3. 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部または全部を制限する場合があります。

4. 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

以上